

Weekly Report

第567号
令和2年8月31日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

9月から開始される主な制度等は

◎マイナポイント事業の開始……令和3年3月までの7ヵ月間、マイナンバーカードの取得者を対象として、選択したキャッシュレス決済サービスを利用（チャージ又は購入）した際に、利用額の25%相当のポイントを付与（最大5千円分）する「マイナポイント事業」が開始されます。ポイント付与を受けるには、事前にマイナポイントの申込み（利用するキャッシュレス決済事業者を1つ選択）が必要です。

◎厚生年金保険の標準報酬月額の上限引上げ……厚生年金保険における標準報酬月額の等級区分について、従前の最高等級（第31級・62万円）の上に、第32級（65万円）が追加され、上限が引上げられます。第32級の保険料は11万8950円（折半額5万9475円）となり、9月分（10月納付分）から適用されます。なお、健康保険の最高等級（第50級・139万円）については変更ありません。

◎労災保険法の改正……副業などで複数の会社に雇用されている労働者への労災保険給付が変わり、①休業（補償）給付などの給付額につい

て、雇用されている全ての会社で支払われる賃金の合算額を基礎として算定する、②労災認定の判断について、会社ごとの業務上の負荷（労働時間やストレス等）を個別に評価しても労災認定されない場合は、全ての会社の負担を総合的に評価して判断します。

◎持続化給付金の新規申請を受付ける新事務局の開設……持続化給付金について、9月1日以降の新規申請受付や審査等は新事務局が行います。8月31日までの申請受付分は、これまでの事務局が引き続き担当するため、それぞれの事務局のホームページ及び問合せ先を利用します。

雇調金の特例措置等を12月まで期限延長

新型コロナの影響に伴い実施されている雇用調整助成金の特例措置や、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金などは、9月末までの期間が対象となっていました。本年12月末まで延長されることになりました。

また、雇用調整助成金の支給申請について、通常は判定基礎期間（賃金締切日の翌日から次の締切日まで）の末日の翌日から2ヵ月以内に申請を行う必要がありますが、判定基礎期間の初日が6月末までの休業等に関する申請期限は9月末までとなりました。

なお、雇用調整助成金等のオンライン受付システムが8月25日から運用を再開しています。

★★★9月のチェックポイント★★★

※新型コロナ対策を引き続き強化し、事業所内感染が発生した際の対応策等を策定しておきます。

※健保・厚年の新標準報酬月額決定通知書が届き、9月分（10月納付）から適用されるので、各人に通知すると共に賃金台帳に転記。なお、厚生年金の標準報酬月額の上限が引上げられます。

※9月は10月から始まる「全国労働衛生週間」の準備月間。今年のスローガンは「みなおして 職場の環境 からだの健康」です。

※9月21日～30日は「秋の全国交通安全運動」。